

点検基準日：令和3年9月30日

学校法人名城大学 ガバナンス・コード

学校法人名城大学(以下「本法人」という。)は、適切なガバナンスを確保しつつ、経営を強化し、時代の変化に対応した学校づくりを推進していくための規範として、ここにガバナンス・コードを制定いたします。本法人はこのガバナンス・コードを遵守し、立学の精神に基づく人材育成を通じて社会の発展に寄与していきます。

第1章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重

1-1 立学の精神

(1) 立学の精神

立学の精神及び育成する人材像は次のとおりです。
 穏健中正で実行力に富み、国家、社会の信頼に値する人材を育成する

1-2 教育と研究の目的

(1) 立学の精神に基づく教育目的等

本学の立学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

① 大学の教育目的及び研究目的

本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところから従い、学術の中心として、深く専門の教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

② 各学部の教育目的及び研究目的

- 1) 法学部は、法的思考及び法的素養を修得させることにより、社会のみならず自己に対する客観的な視点を持ち、正義感と倫理観を兼ね備えて、自分で考え判断することのできる人材の養成を目的とする。
- 2) 経営学部は、国際感覚に富み、幅広い教養に支えられた経営諸科学の理論的・実践的能力を社会の多様な領域で発揮する人材の養成を目的とする。
- 3) 経済学部は、経済という一つの窓を通じて社会を見つめ、多様化・複雑化する社会に柔軟に対応できる自立的人間の養成を目的とする。
- 4) 理工学部は、幅広い素養を備え、社会に通用する専門知識とその応用力を持ち、科学技術者として自らの手で新しい分野を創造的に切り拓いてゆく人材の養成を目的とする。
- 5) 農学部は、生命科学、食料・健康科学、環境科学を基盤とした幅広い専門的学識を有し、洞察力、創造力および実践力を備え、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
- 6) 薬学部は、薬学の確かな知識、技能とともに、生命の尊さを知り、豊かな人間性と倫理観をもち、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材の養成を目的とする。
- 7) 都市情報学部は、サービスサイエンスの観点から、都市に関する総合的知識とバランス感覚を併せ持ち、まちづくりや組織経営に関する様々な課題を分析し、解決する人材の養成を目的とする。
- 8) 人間学部は、人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性に裏打ちされ、国際的な舞台でも活躍できるコミュニケーション能力と行動力を備えた人材の養成を目的とする。
- 9) 外国語学部は、国際化の推進を理念とし、グローバル化が深化する世界において求められる実践的なコミュニケーション力を有し、国境を越えて活躍できる、以下に掲げる能力を備えた人材の養成を目的とする。
 - ① グローバル化社会の最前線で活躍できる英語の運用能力を有した人材
 - ② アジアをはじめとする海外の事情に通じ、異文化や国際社会に対して深い理解力を持った人材
 - ③ 日本の歴史、文化、社会を深く理解し、日本の立場や事情を世界に発信する能力を備え、グローバル化社会を切り開いて行くことができる人材

③ 大学院の教育目的及び研究目的

本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところから従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

④ 各研究科の教育目的及び研究目的

- 1) 法学研究科は、変動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成を目的とする。
- 2) 経営学研究科は、21世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追究し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材及び高度専門職人材の養成を目的とする。
- 3) 経済学研究科は、経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家及び高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成を目的とする。
- 4) 理工学研究科は、幅広い視野と高度な専門知識・技術を有し、創造性・国際性豊かな技術者・研究者の養成を目的とする。
- 5) 農学研究科は、生命科学、食料・健康科学、環境科学における高度な専門知識と洞察力を有し、専門領域や関連学術領域における総合的な応用力、創造力及び実践力を備えた専門技術者及び研究者の養成を目的とする。
- 6) 薬学研究科は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とする。
- 7) 都市情報学研究科は、サービスサイエンスの観点から、新しい時代の理想的な都市社会を創造する専門職人材及びまちづくりをあらゆる面でリードする学問領域を修得した研究者の養成を目的とする。
- 8) 人間学研究科は、人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする。
- 9) 総合学術研究科は、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じて、高度専門職業人と優れた研究者の養成を目的とする。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
(2) 中期的(原則として5年以上)な計画の策定と実現に必要な取組みについて	—	—
① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	①(中期計画の策定)私立学校法第45条の2第2項及び第3項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 具体的には、2015年度から、開学100周年にあたる2026年を目標年とする戦略プラン「Meijo Strategy-2026」(以下「MS-26戦略プラン」とする)を推進しています。また、計画期間の約半分が経過した2020年度には、MS-26戦略プランを補完するために、これまでの進捗状況を点検し、さらに認証評価結果や内外の環境分析を踏まえ、より重点を置く目標達成のための具体的内容を「中期事業計画」として改めて明確化しました。
② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常勤理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。	○	②(中期計画の管理・公表)「MS-26戦略プラン」の進捗状況については、常勤理事会において「事業報告書」内で確認するとともに、大学公式ウェブサイトにて公表しています。 【2020年度事業報告書】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/pdf/report_jigyoo2_2020.pdf また、2022年5月作成予定の「2021年度事業報告書」には、中期事業計画の指標の達成状況を含めた進捗状況を明記し、大学公式ウェブサイトにて公表する予定です。 ②(財務状況の管理・公表)2020年度決算については、常勤理事会に付議するとともに、大学公式ウェブサイトにて公表しています。 【2020年度決算関係書類】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/finance.html
③ 財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○	③(経営能力向上)外部理事を含めた経営陣については、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を共有し意見交換する機会を定期的に設け、経営・マネジメント能力の向上を図っています。また、法人と教学が協働して取り組む改革課題を共有し、解決に向けて共に話し合うことを目的とした「サミット」を毎年開催し、学内理事等が参加しています。スタッフについては、学内外の各種研修等への派遣、関連書籍・専門誌による情報提供等を通じ、経営能力の強化に努めています。
④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	④(事務職員の役割重視)事務職員について、各種研修を実施するとともに、人材確保に努めています。事務職員から2名の理事を選出しているほか、大学運営会議等の各種会議に構成員として事務職員が参画する等、教職協働を推進しています。
⑤ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。	○	⑤(中期計画の推進)2015年度策定の「MS-26戦略プラン」及び2020年度策定の「中期事業計画」とも、教職員で構成するWGにおいて素案を策定し、法人・教学の会議体において議論を重ね、理事会で策定しました。各部署においては、これらの戦略プラン及び計画に基づき単年度の事業計画を立案し、推進しています。
(3) 私立大学の社会的責任等	—	—
① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。	○	①(運営基盤強化)ガバナンス体制の検証を自主的に行い、教育・研究・社会貢献機能の最大化に資する体制整備に努めています。 (教育の質向上)大学評価委員会・大学評価専門委員会・学部等評価委員会・質保証外部評価委員会を組織し、教育の質向上に向けたPDCAサイクルを回しています。具体的には、IRや外部有識者の視点を取り入れたカリキュラムの点検・評価及び改善活動を、大学全体・学部・授業レベルで実施しています。 (経営の透明性確保)監事による監査及び有限責任監査法人による会計監査を実施しています。また、監事が常勤理事会に出席することで、意思決定過程の透明性を確保しています。監査室には専任事務職員を配置し、学校法人の業務及び財産の状況に関する透明性を高め、法令順守を徹底するべく指導にあたっています。また、経営に係る情報を大学公式ウェブサイトで公表しています。
② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に本法人の経営を進めます。	○	②(公共性・地域貢献)各経営活動において学生を最優先に考えることはもちろん、ステークホルダーとの良好な関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭においた経営を行っています。具体的には、社会連携センターを通して地域社会との連携協定の締結及び連携事業推進等を行っているほか、東京オフィスを設置し、文部科学省や日本私立学校振興・共済事業団等との関係強化に努めています。
③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	③(多様性への対応)男女共同参画社会への対応については、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(計画期間:H31.4~R4.3)」を策定し、愛知労働局に届け出るとともに、計画内容を大学公式ウェブサイトに掲載しています。 【女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/action/pdf/empowerment.pdf 障害を理由とする差別解消については、学生に対しては、障がい学生支援センターを設置し、「障がい学生支援ガイドライン」を策定する等、当該センターを中心に対応しています。また、教職員については、障がい者の雇用促進に取り組んでいます。
第2章 安定性・継続性(本法人の運営の基本)		
2-1 理事会	—	—
(1) 理事会の役割	—	—
① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	①ア(役割)私立学校法第36条第2項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 (意思決定の迅速化) 法人の日常業務の執行に関する事項及び理事会から付託された事項を決定するため、理事会の下に常勤理事会を置き、原則週1回開催することで意思決定の迅速化を図っています。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
<p>② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p>	○	<p>②ア(議決事項明示) 私立学校法第50条第1項第1号及び第52条第1項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 イ(議事録) 寄附行為に規定し、遵守しています。 ウ(業務執行者からの報告) 重要事項については適宜理事会に報告しています。</p>
<p>③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者(学長、副学長及び学部長等)に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p>	○	<p>③ア(業務執行の監督) 寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、事業報告書及び決算書類、新規事業に係る審議を通して、学校法人及び設置学校の業務を監督しています。 イ(ガバナンス) 業務適正化のための各種規定整備、意思決定過程の可視化、監査機能の強化、危機管理体制の整備等を行っています。</p>
<p>④ 学長への権限委任 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当業務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p>	○	<p>④ア(学長への権限委任) 寄附行為に規定し、遵守しています。 イ(副学長配置) 学則に規定しています。2021年度は4名の副学長を置き、担当業務を分担しています。 ウ(職務可視化) 副学長の職務については、副学長要項に規定しています。また、副学長の所掌校務及び担当部署の範囲を示した「教学執行体制図」を作成し、可視化しています。</p>
<p>⑤ 実効性のある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p>	○	<p>⑤ア(開催計画) 年間の開催計画を策定し、前年度1月に提示しています。 (審議事項事前共有) 寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、各理事に対し、理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付しています。 イ(審議時間確保) 理事会は原則2時間としていますが、議論が終了しない場合には延長し、審議時間を十分に確保しています。</p>
<p>⑥ 役員(理事・監事)は、(ア)その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p>	○	<p>⑥(ア) (法人に対する損害賠償責任) 私立学校法第44条の2に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。 (イ) (第三者に対する損害賠償責任) 私立学校法第44条の3に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>
<p>⑦ 役員(理事・監事)が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p>	○	<p>⑦(連帯責任) 私立学校法第44条の4に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>
<p>⑧ 役員(理事・監事)の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p>	○	<p>⑧(損害賠償責任の減免) 私立学校法第44条の5において準用する一般社団・財団法人法第112条から第116条までの規定に基づき寄附行為に規定しています。</p>
<p>⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。</p>	○	<p>⑨(議事参与制限) 私立学校法第36条第7項に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>
<p>2-2 理事</p>	-	-
<p>(1) 理事の責務(役割・職務・監督責任)の明確化</p>	-	-
<p>① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。</p>	○	<p>①(理事長役割) 私立学校法第37条第1項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。</p>
<p>② 理事長を補佐する理事として常勤の理事、必要に応じて専務理事、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。</p>	○	<p>②(専務理事配置及び役割) 寄附行為及び、専務理事及び常務理事要項に規定しています。なお、基準日時点で専務理事は配置していません。 (常務理事配置及び役割) 寄附行為及び、専務理事及び常務理事要項に規定しています。なお、基準日時点で常務理事は配置していません。 (常勤の理事配置及び役割) 寄附行為に規定し、遵守しています。また、常勤の理事の具体的な責任担当範囲は常勤理事会で定めています。 (理事長の代理権限順位) 寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、理事会において理事長の代理権限順位を定めています。</p>
<p>③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p>	○	<p>③(理事長・理事の解任) 私立学校法第30条に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>
<p>④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。</p>	○	<p>④(法令遵守・忠実義務) 私立学校法第40条の2に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。</p>
<p>⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p>	○	<p>⑤(善管注意義務) 私立学校法第44条の3第2項第1号に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 (第三者に対する損害賠償責任) 私立学校法第44条の3第1項に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。</p>

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
⑥ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	⑥(監事への報告義務)私立学校法第44条の5において準用する一般社団法人・財団法人法第85条に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
⑦ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	⑦(利益相反取引)私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人・財団法人法第84条に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
(2) 学内理事の役割	-	-
① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。	○	①(役割)教職員理事の具体的な責任担当範囲は常勤理事会で定め、適切に業務を遂行しています。
② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	②(業務配慮)教員として理事となる者は基準日時点で副学長のみですが、副学長の職務軽減については、副学長要項に規定し、遵守しています。また、事務職員として理事となる者については、出席会議の見直しを適宜行うことで、理事としての業務に専念できるよう配慮しています。
(3) 外部理事の役割	-	-
① 複数名の外部理事(私立学校法第38条第5項に該当する理事)を選任します。	○	①(選任)私立学校法第38条第5項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、基準日時点で9名の外部理事を配置しています。
② 外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	②(役割)外部理事は理事会において多様な視点から意見を述べ、議論の活発化に寄与しています。
③ 外部理事には、審議事項に関する情報についてサポートを十分に行います。	○	③(サポート)寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、各理事に対し、理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付しています。また、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等に係る情報を共有し意見交換する機会を定期的に設けています。
(4) 理事への研修機会の提供と充実	-	-
理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	(研修機会)法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を共有し意見交換する機会を定期的に設けています。また、法人と教学が協働して取り組む改革課題を共有し、解決に向けて共に話し合うことを目的とした「サミット」に毎年参加しています。学内理事については、学内外の各種研修等への派遣、関連書籍・専門誌による情報提供等を行っています。
(5) 報酬等決定過程の透明性の確保	-	-
理事の報酬等は、委員会を通じて検討することで、透明性の確保に努めます。	○	(透明性確保)理事の報酬等については、「学校法人名城大学役員の報酬等に関する規程」に規定しており、この規程中「報酬表」を変更する際には委員会を通じて検討します。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
2-3 監事	-	-
(1) 監事の責務(役割・職務範囲)について	-	-
① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。	○	①(善管注意義務)私立学校法第44条の3第2項第2号に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。 (第三者に対する損害賠償責任)私立学校法第44条の2第1項に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
② 監事は、その責務を果たすため、監事監査規程に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。	○	②(重要会議出席)私立学校法第37条第3項第7号に基づき寄附行為及び監事監査規程に規定し、遵守しています。具体的には、理事会、評議員会、常勤理事会に出席しています。
③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。	○	③(職務)私立学校法第37条第3項第1号から第3号に基づき寄附行為及び監事監査規程に規定し、遵守しています。具体的には、毎年度監査会を開催し、法人運営等に係る指摘事項等を取りまとめた監査報告書を作成、理事会及び評議員会に報告しています。
④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、理事会・評議員会へ報告し、適切な対応がない場合は文部科学省に報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。	○	④(不正行為の報告)私立学校法第37条第3項第5号に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。 (理事会等の招集)私立学校法第37条第3項第6号及び同条第4項に基づき寄附行為に規定しています。また、監事が理事長に理事会等の招集を請求しても実現されなかった場合、監事自らが理事会等を招集できる旨を寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
⑤ 監事は、理事の行為により本法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	⑤(差止請求)私立学校法第40条の5において準用する一般社団法人・財団法人法第103条に基づき寄附行為に規定しています。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
(2) 監事の選任	-	-
① 理事長は、監事の独立性を確保する観点重視し、評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。	○	①(選任)私立学校法第38条第4項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。
② 監事は3名又は4名置くこととします。	○	②(人数)私立学校法第35条第1項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、基準日時点で4名の監事を配置しています。
③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について調整しています。	○	③(時期調整)監事の就任・退任時期が重複しないよう調整しています。具体的には、基準日から過去1年以内に交代した監事は4名中1名であり、監事業務の継続性を担保しています。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
(3) 監事監査基準	-	-
① 監査機能の強化のため、監事監査規程を作成します。	○	①(監事監査規程)監事監査規程を作成しています。
② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	②(監査計画策定・通知)監事監査規程に規定し、遵守しています。
③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	③(監査実施・監査報告書作成・報告)私立学校法第37条第3項第4号に基づき寄附行為及び監事監査規程に規定し、遵守しています。 (監査報告書公表) 監査報告書は大学公式ウェブサイトにて公表しています。 【令和2年度監査報告書】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/pdf/report_k_r2_06.pdf
(4) 監事業務を支援するための体制整備	-	-
① 監事、公認会計士(及び内部監査者の三者)による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。	○	①(三様監査)監事監査規程及び内部監査規程に規定し、遵守しています。
② 監事は、監事相互間で密接な連携を保ち、情報交換を行い、効率的な監査を実施するように努めます。	○	②(監事相互間の連携) 監事監査規程に規定し、遵守しています。
③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	③(研修機会)法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を共有し意見交換する機会を定期的に設けています。また、文部科学省等が実施する各種研修等に参加しています。
④ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報についてサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	④(サポート) 各監事に対し、理事会開催前に提案要旨を添えて資料を送付しています。また、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等に係る情報を共有し意見交換する機会を定期的に設けています。
⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	⑤(支援体制) 監事業務の遂行に必要な情報提供を随時行っています。
(5) 常勤監事の設置 監事の監査機能の充実、向上のため、常勤の監事を設置します。	○	(常勤監事設置) 基準日時点で2名の常勤の監事を配置しています。
(6) 報酬等決定過程の透明性の確保 監事の報酬等は、委員会を通じて検討することで、透明性の確保に努めます。	○	(透明性確保) 監事の報酬等については、「学校法人名城大学役員の報酬等に関する規程」に規定しており、この規程中「報酬表」を変更する際には委員会を通じて検討します。なお、基準日時点で該当する事象は発生していません。
2-4 評議員会	-	-
(1) 評議員会の役割 次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の議決を要します。 ①合併に関する事項 ②解散 ③寄附行為の変更 ④評議員のうちから選任する理事の選任 ⑤理事の解任 ⑥監事の候補者の選出 ⑦監事の解任 また、次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。 ①学識経験者から選任する理事の選任に関する事項 ②事業に関する中期的な計画に関する事項 ③単年度の事業計画に関する事項 ④予算、借入金(当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。)及び不動産その他重要な資産の処分に関する事項 ⑤予算外の重要な義務の負担又は権利の放棄に関する事項 ⑥残余財産の処分に関する事項 ⑦寄附金の募集に関する事項 ⑧新規の事業に関する重要事項 ⑨収益を目的とする事業の開始及び廃止に関する事項 ⑩役員に対する報酬、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益並びに退任慰労金の支給の基準に関する事項 ⑪その他この法人の業務に関する重要事項 なお、議事に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。	○	(議決事項・諮問事項・議事参与制限)私立学校法第42条及び第41条第10項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。
(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	(議事運営方法改善) 議長と議論の活性化に繋がる議事運営について検討し、改善に努めています。また、各評議員に対し、評議員会開催前に提案要旨を添えて資料を送付することで、評議員会における資料説明を効率化し、意見交換の時間を確保しています。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	(意見具申) 私立学校法第43条に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。
(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	(監事の選任) 私立学校法第38条第4項から第8項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。
2-5 評議員	-	-
(1) 評議員の選任	-	-
① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	①(人数) 私立学校法第41条第2項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、「理事:12人以上17人以内」に対し、「評議員:37人以上43人以内」と規定しており、基準日時点で15名の理事に対し41名の評議員を配置しています。
② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。 ア 本法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	②(評議員となる者) 私立学校法第44条に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、基準日時点でア3名、イ13名、ウ25名を配置しています。
③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の仕事執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	③(有識者評議員) 私立学校法第44条に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、評議員として「学識経験者10人以上15人以内」を選任することを規定し、基準日時点で14名を配置しています。
④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	○	④(選任方法) 寄附行為に規定し、遵守しています。
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	-	-
① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、サポートを十分に行います。	○	①(サポート) 寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、各評議員に対し、評議員会開催前に提案要旨を添えて資料を送付しています。
② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	②(研修機会) 全評議員に対し、評議員会開催時に、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を説明しています。また、学内評議員は学内外の各種研修等に参加しています。
第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	-	-
3-1 学長	-	-
(1) 学長の責務(役割・職務範囲)	-	-
① 学長の任命は、学長選考規程に基づき選出した候補者に対し、理事会が行います。学長は、名城大学学則第1条に掲げる「教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く専門の教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与する」という目的を達成するため、本学の教育に関する事項を統括します。	○	①(学長の役割) 学校教育法第92条第1項及び第3項に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。
② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。		
③ 所属教職員が、学長方針、中期的な計画、本法人の経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	③(方針等の共有) 大学協議会等の各種会議体及び学内広報等において情報共有を行っています。
(2) 学長補佐体制(副学長・学長補佐・学部長の役割)	-	-
① 大学に副学長及び学長補佐を置くことができるようにしており、それぞれの職務については、副学長要項において「副学長は、大学運営の円滑化を図るため、学長を補佐し、学長の命を受けて校務をつかさどる。」、学長補佐要項において「学長補佐は、学長が指示する特定の業務について、全学的な視点から企画・立案を行い、当該特定業務に関する校務を担当副学長等と調整しながら進める。」としています。	○	①(副学長等設置・役割) 学校教育法第92条第2項及び第3項に基づき学則、副学長要項及び学長補佐要項に規定し、遵守しています。なお、副学長及び学長補佐の所掌校務は「教学執行体制図」で定めています。
② 学部長及び研究科長の役割については、事務組織規程において「学部長・研究科長は、学長の命を受けて、当該学部・研究科の業務を掌理し、所属職員を統轄する。」としています。	○	②(学部長等役割) 事務組織規程に規定し、遵守しています。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
3-2 教授会・研究科委員会 大学及び大学院の教育研究の重要な事項を審議するために教授会及び研究科委員会を設置しています。審議する事項については学則及び大学院学則に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会及び研究科委員会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会及び研究科委員会の審議結果に拘束されるものではありません。	-	(教授会・研究科委員会)学校教育法第93条に基づき学則及び大学院学則に規定し、遵守しています。
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)		
4-1 学生に対して	-	-
学生の学びの基礎単位である学科及び研究科において、3つの方針(ポリシー)を明確にし、入学から卒業及び修了に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。 ① 学科及び研究科ごとの3つの方針(ポリシー) ア 学位授与方針(ディプロマ・ポリシー) イ 教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー) ウ 入学者受入れ方針(アドミッション・ポリシー)	○	①(3ポリシー)学校教育法施行規則第165条及び第172条の2第1項第1号に基づき「各学科及び研究科の3ポリシー」を策定し、大学協議会で承認したものを、大学公式ウェブサイトで公表しています。 【3ポリシー】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/policy.html これに加え、学生の授業履修検討に資することを目的として、「学位授与方針対応表・履修系統図」を毎年見直しています。 【学位授与方針対応表・履修系統図】 https://www.meijo-u.ac.jp/academics/diploma.html
② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。	○	②(自己点検・評価の実施・公表・改善)学校教育法第109条第1項に基づき学則等に規定し、遵守しています。具体的には、教育研究活動の質保証制度として、本学では「内部質保証推進体制」を整備しています。 【内部質保証推進体制】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/assurance.html その特色は、「学内での組織的な点検体制」に加え、学外有識者・企業関係者等による「外部評価」を定期的実施している点です。これらで得た指摘事項をもとに改善活動を行っています。
③ ダイバーシティ・インクルージョン(多様性の受容)の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	③(ハラスメント対応)ハラスメントの防止等に関する規程に規定し、遵守しています。具体的には、相談体制の整備(相談窓口の設置及び相談員の配置)及び救済体制の整備(必要に応じた人権委員会や調査委員会の設置等)を行い、迅速かつ適切に問題の解決及び救済にあたっています。 【ハラスメント対応】 https://www.meijo-u.ac.jp/campus/life/harassment.html
4-2 教職員等に対して	-	-
(1) 教職協働 実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価(PDCAサイクル)による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	(教職協働)大学設置基準第2条の3に基づき、教員と事務職員等は、それぞれの職務を踏まえ、日常的に協働しています。また、教員・事務職員からそれぞれ理事を選出しているほか、大学運営会議等の各種会議に構成員として双方が参画する等、教職協働体制を確保しています。
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント:UD 全構成員による、立学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。	○	(UD)立学の精神に基づき、MS-26戦略プランのビジョン達成に向けた取組みを全構成員一丸となって推進することで、社会的価値の創造と最大化に努めています。
① ボード・ディベロップメント:BD	-	-
ア 役員に対し、研修や情報提供の機会を設け、その内容の充実に努めます。	○	(研修・情報提供)役員に対し、法人及び設置学校を取り巻く環境や各事業計画の進捗状況及び課題等を共有し意見交換する機会を定期的に設け、経営・マネジメント能力の向上を図っています。また、法人と教学が協働して取り組む改革課題を共有し、解決に向けて共に話し合うことを目的とした「サミット」を毎年開催し、学内理事等が参加しています。学内理事については、学内外の各種研修等への派遣、関連書籍・専門誌による情報提供等を通じ、経営能力の強化に努めています。
② ファカルティ・ディベロップメント:FD	-	-
ア 3つの方針(ポリシー)の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。	○	ア(教員個人のPDCA) FD活動を通じて授業改善を行うとともに、毎年学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づきシラバス等を見直し、学内外に明示しています。 【シラバス】 https://gkmsyllabus.meijo-u.ac.jp/camweb/slbssrch.do 本学で教育研究を行う教員の保有学位・最新の研究業績等は、大学公式ウェブサイトで公開しています。 【教員情報】 https://www.meijo-u.ac.jp/research/teacher.html 教員は、所属学部で定める教育研究等に関する業績評価制度に基づく自己評価を実施し、所属学部長と共有しています。
イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。	○	イ(FD推進)大学設置基準第25条の3に基づき学則に規定し、遵守しています。具体的には、大学教育開発センター委員会が、FDフォーラムやFD学習会、学生による授業改善アンケート、新任教員研修やFDニュースの発刊といった全学的な取組みを推進しています。また、全ての学部・研究科にFD取組を推進する組織を設置し、全学のテーマに沿ったFD活動や独自のFD活動を展開しています。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
③ スタッフ・ディベロップメント:SD	-	-
ア 全ての教員・事務職員等は、その専門性と資質の向上に努めます。	○	ア(SD推進)職員規則に規定しています。教職員は自己の職能の育成に資するため常に自己啓発に努め、各種研修等に参加しています。
イ SD推進に係る年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。		イ・ウ(年次計画に基づく研修)大学設置基準第42条の3に基づき職員研修に係る年次計画を定め、それに基づく各種研修を実施しています。事務職員の研修については、事務職員等研修要項に規定しており、具体的には、労務管理研修、業務カイゼン研修、知の継承研修、ハラスメント・メンタルヘルス研修、財務研修等を実施しています。教育職員については、コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施しています。
ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。	○	イ・ウ(年次計画に基づく研修)大学設置基準第42条の3に基づき職員研修に係る年次計画を定め、それに基づく各種研修を実施しています。事務職員の研修については、事務職員等研修要項に規定しており、具体的には、労務管理研修、業務カイゼン研修、知の継承研修、ハラスメント・メンタルヘルス研修、財務研修等を実施しています。教育職員については、コンプライアンス教育や研究倫理教育を実施しています。
4-3 社会に対して	-	-
(1) 認証評価及び自己点検・評価	-	-
① 認証評価 平成16(2004)年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。	○	①(認証評価)学校教育法第109条第2項及び第4項から第6項に基づき大学評価に関する規程に規定し、遵守しています。本学は、公益財団法人大学基準協会による2014年度大学評価(認証評価)の結果、大学基準に適合していると認定されました(認定期間:2016年4月1日~2023年3月31日)。現在は2022年度受審に向け準備を進めています。
② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。	○	②(自己点検を踏まえたPDCA) 学校教育法第109条に基づき学則等に規定し、遵守しています。具体的には、教育研究活動の質保証制度として、本学では「内部質保証推進体制」を整備し、「学内での組織的な点検体制」に加え、学外有識者・企業関係者等による「外部評価」を定期的実施しています。これらで得た指摘事項をもとに改善活動を行っています。 【内部質保証推進体制】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/assurance.html
③ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。	○	③(情報公開)学校教育法第109条第1項に基づき情報公開・開示規程に規定し、遵守しています。具体的には、自己点検結果を取りまとめた「内部質保証に関わる自己点検・評価報告書」を、大学公式ウェブサイトで公開しています。 【2019年度 内部質保証に関わる自己点検・評価報告書】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/pdf/valuation_report2019.pdf これに加え、過去の報告書も同様に公開しています。
(2) 社会貢献・地域連携	-	-
① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	①(社会還元)教育活動の社会還元の一例として、社会連携センターを窓口として各種公開講座を開講しています。またナゴヤドーム前キャンパスに社会連携促進を目的とした施設「SHAKE」を設置しています。研究活動では、本学の研究成果を社会に情報発信し、共同研究等産学連携の橋渡しとして、研究の活性化、研究ブランド向上を目的とした「名城大学リサーチフェア」を開催しています。
② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○	②(産学官連携)「産学官連携ポリシー」のもと、産官学連携窓口として「学術研究支援センター 産官学連携グループ」を設置し、共同研究・受託研究・技術指導を行っています。また本学の持つ研究内容を「研究シーズ集」として取りまとめ、大学公式ウェブサイトで公開しています。 【研究シーズ集2020】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/pr/pdf/seeds02.pdf
③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	③(社会人受入・生涯学習)生涯学習の場として、以下の取り組みを行っています。 ・大学正課授業への受け入れとして、社会人入試や科目等履修生制度を導入しています。 ・社会連携センターを窓口として各種公開講座を開講しています。
④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。	○	④(減災活動)天白キャンパスが名古屋市指定緊急避難場所等に指定されており、災害時に天白区災害ボランティアセンターを開設するため、毎年訓練を実施しています。 【天白区協定締結関連記事】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/valuation/pdf/valuation_report2019.pdf
⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。	○	⑤(サステナビリティ課題対応)教育内容とSDGsとの関連の見える化に向けた取り組みとして、「学びのコミュニティ創出支援事業」の各事業と、SDGs17ゴールとの関連性を大学公式ウェブサイトに公開しています。 【学びのコミュニティ創出支援事業】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/ms26/manabi/activity/
4-4 危機管理及び法令遵守	-	-
(1) 危機管理のための体制整備	-	-
① 危機管理体制及びマニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 不祥事(ハラスメント、公的研究費不正使用等)	○	①ア(大規模災害)危機管理規程に基づき、危機管理委員会等の体制を整備しています。また、大地震対応マニュアルを作成し、構成員に配布しています。 イ(不祥事)危機管理規程に規定し、遵守しています。 (ハラスメント)ハラスメントの防止等に関する規程及び附属高等学校ハラスメントの防止等に関する規程に規定し、遵守しています。 (研究費不正)研究費の不正使用に関する取扱要項に規定し、遵守しています。ガバナンスの強化、意識改革、不正防止システムの強化等に努めています。

学校法人名城大学 ガバナンス・コード	遵守	遵守状況
② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	○	②ア(安全安心)労働安全衛生法第19条に基づき安全衛生委員会規程に規定し、遵守しています。具体的には、設置学校それぞれに安全衛生委員会を設置し、安全安心対策を実施しています。 イ(減災・防災)防火・防災管理規程並びに防火・防災内規及び附属高等学校防火・防災管理要項に規定し、遵守しています。具体的には、消防用設備等の整備や防火・防災訓練の実施等を行っています。 ウ(ハラスメント防止)ハラスメントの防止等に関する規程及び附属高等学校ハラスメントの防止等に関する規程に規定し、遵守しています。 エ(情報セキュリティ)情報セキュリティ管理規程に規定し、遵守しています。また、情報セキュリティ基本方針を制定しています。 オ(その他リスク防止)安全衛生委員会等において、リスク防止に向けた対策を適宜実施しています。
③ 事業継続計画の策定に取組みます。	○	③(事業継続計画)事業継続計画の一つとして、地震発生時の対応を「地震に伴う初動対応10箇条」として、構成員に周知しています。なお、危機発生時の対応については危機管理規程に規定しています。具体的には、危機管理委員会が、危機レベルの設定、対策本部の設置等を判断し、組織として迅速かつ的確に対応する体制を整備しています。
(2) 法令遵守のための体制整備	-	-
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程(以下、法令等という。)を遵守するよう組織的に取組みます。	○	①(法令遵守)職員規則に規定し、遵守しています。また、職員に対する法務コンプライアンス研修を実施しています。
② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。	○	②(公益通報窓口)公益通報者保護法に基づき公益通報等に関する規程に規定し、遵守しています。
第5章 透明性の確保(情報公開)		
5-1 情報公開の充実		
(1) 法令上の情報公表 学校教育法施行規則や私立学校法等の法令により公表が義務付けられている情報については、主体的に情報発信していきます。	○	(法定情報公表)情報公開・開示規程に規定し、遵守しています。なお、法定の項目については、大学公式ウェブサイトで公開しています。 私立学校法第63条の2関係(教育研究上の目的、3ポリシー、組織、教員情報、入学者数、学生数等、就職・進学情報、授業科目情報、学修成果、卒業要件、施設設備、授業料等、学生支援) 【大学基本情報】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/ 学校教育法施行規則第172条の2関係(寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿、役員報酬基準) 【情報公開】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/public/
(2) 自主的な情報公開 法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	○	(自主的情報公開)情報公開・開示規程に規定し、遵守しています。具体的には、以下項目等について大学公式ウェブサイトで公開しています。 【中期事業計画・事業計画】 https://www.meijo-u.ac.jp/about/outline/report.html 【国際交流】 https://www.meijo-u.ac.jp/international/ 【社会連携・大学間連携】 https://www.meijo-u.ac.jp/social/ 【産官学連携】 https://www.meijo-u.ac.jp/research/
(3) 情報公開の工夫等		
① 上記(1)及び(2)のうち本法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	①私立学校法第47条に基づき寄附行為に規定し、遵守しています。具体的には、天白・八事・ナゴヤドーム前・中村・春日井の各キャンパスに備え置いています。
② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定します。	○	②(情報公開方針)情報公開・開示規程及び広報ガイドラインを策定しています。
③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	③(公開方法)大学公式ウェブサイト及び大学ポートレートを適宜更新し、情報公開しています。また、「大学要覧」、「大学紹介」、「入試ガイド」、「研究シーズ集」、「Meijoy」、「名城大学通信」等を発行し、閲覧者に応じた情報公開を行っています。
④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	④(説明方法の工夫)各媒体において、閲覧性及び利便性の向上を目指し、適宜改良を行っています。
第6章 附属高等学校の運営		
本法人は、名城大学附属高等学校を設置しています。 本附属高等学校においても、本ガバナンス・コードの理念を尊重するとともに、教育活動の規範とします。また、附属高等学校校長を本法人の理事として選任し、緊密な高大連携体制を構築しつつ、附属高等学校として「教育基本法」の精神に則り、学校教育法に従い、中学校における教育の基礎の上に心身の発達に応じて、高度な教育を施す」という目的を掲げるとともに、附属高等学校独自の学校評価を行います。	○	(高校運営)附属高等学校において、本ガバナンス・コードの理念を尊重し、各種規定を整備しています。また、附属高等学校校長を本法人の理事として選任しています。附属高等学校の目的を附属高等学校学則に規定し、遵守するとともに、独自の学校評価を実施しています。